



第4次計画の基本理念と施策の方向性

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもが読書を通じて、実生活では体験できない感動や新しい世界を知る喜びを体感することは、子どもにとって“かけがえのない一冊”と出会うことであり、心身の健やかな成長の上で大きな意味をもちます。

また読書を継続することにより、子ども自身の「読む力」や自ら「考える力」、豊かな「感性」が育まれ、「表現力」や「コミュニケーションの力」が高められることが期待されます。

情報化が進み、従来の紙媒体の「本」に加え、「電子書籍」も普及しつつある今日では、読書の形も大きく変わってきています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモートワークや学校の休校など、地域の図書館や学校図書館を利用できない状況がある中でも、子どもがより多くのすばらしい本と出会うことができるよう、支えていく必要があります。

そのためには、すべての子どもに本と出会う機会を等しく提供し、子どもが自ら本に手を伸ばし、その扉を開くことができるよう、より一層の環境づくりに取り組むことが求められます。また、子どもの発達段階や生活のあらゆる場面で、周りの大人が「子どもと本をつなぐ」役割を担う存在であることを十分認識することが必要です。

子どもの読書に関するこのような基本認識は、平成18年度の第1次計画の開始から約15年を迎える今日でも、変わるものではありません。本市は、第1次～第3次計画における基本的な考え方を踏襲した上で、引き続き、

すべての子どもが本に親しむことができるまち ふじさわ

をこの計画の「基本理念」として掲げます。

第3次計画においては、市民みんなで、地域社会全体で見守ることの大切さを意識して、「みんなで伝えよう 読む楽しさ」「みんなで育もう 読む力」「みんなで見守ろう 子どもの読書」を計画推進のキャッチフレーズとして掲げてきました。第4次計画においても、引き続き地域全体での推進を目指すため、第3次計画のキャッチフレーズを踏襲し、市民への計画周知に努めます。

みんなで伝えよう 読む楽しさ
みんなで育もう 読む力
みんなで見守ろう 子どもの読書

(2) 計画推進の基本的な考え方と視点

本市では、第1次計画からすべての子どもたちが読書に親しむことができる環境の整備のために、3つの基本方針に基づいて、関連する施策・事業に取り組んできました。

第2次計画では、第1次計画の基本方針を踏襲した上で、「すべての子ども」に読書の喜びや楽しさを体感できる機会を一層提供していくことの必要性や、読書環境づくりの重要性を考え、3つの視点を設定しました。さらに、1人の子どもが成長する過程の発達段階にあわせた取組を示し、これに基づき、家庭・学校・地域・ボランティアなど社会全体で子どもの読書活動を支えるために、さまざまな施策や事業に取り組んできました。そして、第3次計画でも、その考え方は引き継がれています。

こうした基本的な考え方は、第4次計画においても変わるものではありません。第4次計画も、第3次計画の考え方を踏襲し、次の3点を基本として、計画を進めていきます。

- ①子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う、市民図書館や学校図書館の充実に努める。
- ②家庭や地域を含めた社会全体が協力や連携して計画を進める。
- ③大人の干渉や強制によらない、子どもたちが自ら本の楽しさを発見できる環境づくりに努める。

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体がこうした考えを共有し、子どもの読書活動をみんなで支えていくということが大切です。子どもと同じ社会に生きる大人が、すべての子どもに読書の喜びや楽しさを伝えることによって、子どもにとって“かけがえのない一冊”に出会える社会となります。

このような認識のもとで、第4次計画では、第3次計画における4つの「目標」を踏襲し、引き続き、地域一体となって基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

【目標】

- 1 すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う
- 2 子どもの「読む力」を育み、伸ばす
- 3 地域のちからをつなげる
- 4 みんなで子どもの「読書」を見守る

【目標1】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

～すべての子どもに「読む」楽しさを伝え、自ら喜びを体感できる環境をつくる

子どもが自主的に本の楽しさを発見できるようにするための働きかけは、一人ひとりの子どもの発達段階や状況に即していなければなりません。すべての子どもが等しく学ぶ機会を得ることができ、それぞれの乳幼児期から発達段階に応じて能力を高め、学んだことを表現する力を身に付けられるよう、以下の取組を進めます。

●乳幼児期の子どもを「読書」の楽しさへ誘う

ブックスタート事業や乳幼児向けおはなし会など、乳幼児期の子どもに対する読書支援の意義は、単に乳幼児期だけではなく、子どもが成長した後についても認められます。子どもと保護者にとっての適切な支援策として、各種保健事業等を活用した読書活動の充実を引き続き図っていきます。

●小学生期、中学生・高校生期の子どもをさまざまな場で「読書」の楽しさへ誘う

小学生期、中学生・高校生期の子どもが、あらゆる機会・あらゆる場で本にふれて本を身近に感じ、読書への興味・関心をもち続けられるようにするためには、子どもにとって本のある環境が身近になるよう整備に努めることが重要です。そこで、学校や地域の図書館だけではなく、子どもに関わるさまざまな施設や機会を活用するなどして、身近な読書環境の整備に取り組めます。

【目標2】子どもの「読む力」を育み、伸ばす

～子どもの発達段階や個性を踏まえ、「読む力」を育み、能力を伸ばす機会をつくる

子どもたちが読書習慣を持ち、生涯にわたり読書を継続していくことができるよう、子どもにとって最も身近で、かつ平等に読書に親しむことができる場である学校や学校図書館において以下の取組を進めます。

●学校教育における読書活動によって、「読む力」を育み、伸ばす

就学後の子どもにとって、家庭と同じく生活の基盤となるのが、学校です。子どもが継続した読書習慣をつけるために、学校での教育や生活を通して、子どもの「読む力」が育まれるように努めます。

●学校図書館の充実によって、「読む力」を育み、伸ばす

本市の学校図書館については、学校図書館専門員が市立小・中学校の全校に配置にされたことにより、以前に比べて環境が整ってきました。今後も引き続き学校図書館のあり方や、学校図書館に関わる人材のあるべき姿について検討等を行い、学校図書館の一層の整備充実を図ります。また、市民図書館と学校図書館担当者との連携会議を開催し、情報交換等を行い、連携・協働を進めます。

【目標3】地域のちからをつなげる

～家庭・学校・地域及び行政が協働して効果的な取組を進める

子どもが自主的に読書をする上では、子どもにとって身近なところで本と出会えるような環境が整っていることが大切です。

家庭・学校・地域及び行政といった地域社会全体が連携・協力しながらそれぞれの役割を果たし、次のとおり、地域のちからをつなげて、豊かな読書環境を整えていく必要があります。

●市民図書館・市民図書室と利用者をつなげる

市民図書館・市民図書室の充実を図り、地域における読書活動推進の拠点機能の強化を目指します。図書資料の充実に取り組むとともに、情報化社会である今日の図書館として、情報発信機能の充実にも努めます。

また、市民図書館・市民図書室がすべての子どもにとって身近な施設となり、より一層利用されるようにするため、さまざまな世代の子どもや、利用にあたり困難を伴う子どもなど、それぞれの状況に合ったサービスを検討します。あわせて、子どもと本とをつなぐボランティア等の人や、関連する各施設等との連携にも取り組みます。

●子どもに関わる施設・団体等をつなげる

家庭・学校・地域の図書館以外でも、子どもがさまざまな人や場を通して本にふれるということは、子どもが読書に親しむ上で重要なことです。

すべての子どもが読書に親しむ機会を充実させるために、地域のさまざまな施設等が互いにつながり合って、読書推進のための拠点となることを目指します。

●子どもと読書に関わる人のちからをつなげる

子どもは、本を手渡してくれる大人の存在を通して、本の楽しさを知っていきます。本市では、多くのボランティアが子どもの読書活動に関わり、子どもが本に親しむ環境を支えています。子どもや読書に関わる市民ボランティアの存在は大きく、その力を十分に発揮できるようにするため、今後ともボランティアの育成や活動を支援します。

【目標4】 みんなで子どもの「読書」を見守る

～地域社会全体で子どもが「読書」に親しめるような社会をつくる

地域全体で子どもが本に親しむ環境をつくるため、以下の取組を進め、子どもと読書に関わる市民の活動を支えます。

●地域のみんが本に親しみ、子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を推進するためには、保護者など子どもの周囲の大人による関わりが重要です。

各世代で読書に親しむきっかけとなる講座や場所を提供し、子どもとの直接かかわりがある大人だけではなく、地域の大人たちが読書を楽しむ姿によって、子どもに本への親しみを伝えられるように、取組を行っていきます。

●効果的な推進体制で子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を推進していくためには、社会状況の変化に対して迅速かつ的確に対応できるような推進体制が必要です。

市が中心となって学校や地域の施設・団体との連携において本計画についての協議や意見交換・情報収集を行い、計画の効果的な推進を図るとともに、地域みんなで子どもの読書環境を見守る仕組みづくりを行います。

2 計画推進のための各主体の役割

この計画の基本的な考え方に沿って、より一層取組の効果を高めるためには、乳幼児期から中学生・高校生期に至るまでの子どもの発達段階に応じた特徴や課題を十分考慮するとともに、家庭や学校など、子どもの生活と読書に関わるさまざまな立場の人や団体等がそれぞれに求められる役割を十分認識し、相互に連携しながら積極的に取り組んでいくことが重要です。

そこで、子どもの日常的な生活の場「家庭」「学校など」「地域」の大きな3つの主体ごとに、それぞれ期待される役割を示すとともに、行政がこれらの取組を支援する上で果たすべき基本的な方向を掲げます。

(1) 家庭

家庭は、子どもにとって最も基本的な生活の場です。子どもは家族との交わりの中で、さまざまなことを吸収しながら、成長していきます。家庭では、発達段階に応じた子どもへの支援を心がけながら、子どもに本を読む楽しさや喜び、感動を伝えていくことが求められます。家庭においては、次のようなことを心がけるとよいでしょう。

○乳児期の子どもは、ぬくもりを感じながら、やさしい声をかけてもらうのが大好きです。子どもとゆったりふれあう中で、子どものしぐさや表情等にあわせて、目と目をあわせ、ゆっくりやさしく語りかけてあげましょう。わらべうたや絵本を使って、語りかけてあげるのもよいでしょう。

○幼児期には、子どもと一緒に楽しみながら、絵本をたくさん読んであげましょう。子どもはくり返しが大好きなので、子どもが求めてくる時には、気に入った絵本や好きな場面は何度でも読んであげるのもよいでしょう。

○小学校低学年期になると、自分ひとりでも本が読めるようになりますが、この時期はまだまだ読み聞かせにより本の世界を楽しむ時間をつくることも必要です。また、本から得た感動や知識の喜び等を吸収する時間が必要なこともあるので、子どもの反応をゆっくり受け止めてあげるとよいでしょう。

○小学校高学年期になると趣味・嗜好も広がり、読む楽しさを知ることできるようになります。子どもが自ら本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを心がけてあげるとよいでしょう。

○中学生・高校生期は、興味や関心も多様化し、生活や環境も大きく変化する時期です。読書を強制、干渉することなく、自ら多くの本にふれて、一人ひとりがそれぞれの興味や関心に合った本に出会うことができるよう、周囲であたたかく見守り、必要に応じて一人ひとりに見合った働きかけを行ってあげるとよいでしょう。

- ブックリストなど、市民図書館・市民図書室をはじめ身近な施設等が提供する本の情報を活用したり、おはなし会や講演会・講習会等のさまざまな事業に関する情報に日頃から関心をもって参加して、子どもができるだけ多くの本や話にふれる機会を設けるようにしましょう。
- 市民図書館・市民図書室など地域の読書に関する施設を子どもが身近に感じられるよう、幼い頃から定期的に一緒に通うなど、施設を利用する機会を設けるようにしましょう。
- 子どもの読書活動の意義や必要性を認識し、それぞれの家庭なりに自由な形で読書の時間や読書の日をつくるなどの工夫を行い、保護者や周りの家族も楽しみながら、本に親しむ時間をできるだけ多く設けるようにしましょう。

(2) 学校など

子どもにとって家庭と並んで身近な生活の場でもあるのが、乳幼児期においては幼稚園・保育所など、就学後は学校になります。多くの子どもが読書に関する環境を等しく享受できるということも、学校等の大きな役割です。

同じ年頃の子ども同士がともに過ごす学校等では、発達段階に応じた本と一緒に楽しみ共感しあうなど、同じ環境で過ごすことによる読書の喜びを得ることもできます。子どもの年齢や発達に合った読書環境を整備することが求められます。

〈幼稚園・保育所など〉

- 幼稚園や保育所等では、発達段階に合った絵本との出会いや楽しさを伝えられるよう、地域のボランティア活動とも連携を図り、読み聞かせやおはなし会等の継続に努めます。
- 読書の意義や具体的な読書活動のあり方について、保育士や幼稚園教諭等の理解を深め、本の選び方や読み聞かせ等の研修機会を設けるようにします。
- 子どもの周りに絵本等があり、子どもが自由に自然に本に接することができる環境をつくるため、市民図書館の団体貸出^{※18}等も利用しながら「絵本コーナー」等の充実に努めます。
- 園内での読書活動が家庭における読書へとつながるように、読書の意義や具体的な読書活動のあり方について保護者への啓発に努め、さまざまな機会をとらえて保護者への読み聞かせのすすめや絵本紹介の充実に努めます。

※18 団体貸出：学校・保育園・幼稚園・高齢者施設などを対象に、まとめて本を貸出する制度です。最大1か月、100冊まで貸出することができます。

〈学校〉

- 小・中学校の学習指導要領では、日常生活における読書活動が活発に行われるようにすること等が挙げられています。学校では児童生徒の読書習慣の動機付けや定着を図るため、学校図書館等を活用して、読書活動や調べ学習等に取り組むよう努めます。
- 学校における子どもの読書活動推進のためには、学校図書館の充実が必要です。学校図書館での子どもの読書活動推進のための運営体制や校内の協力・連携体制を確立し、学校図書館のあり方についての検討を進めます。また各学校では、司書教諭を中心に教職員を対象とした研修・意見交換の機会を設け、子どもの読書活動推進の意義等について教職員の理解を深めます。
- 学校図書館は、学校における「読書センター」や「学習・情報センター」としての機能を果たします。児童生徒の自由な読書活動を支える場として、また、児童生徒の「居場所」にも資するよう、蔵書の充実や配架・レイアウトの創意工夫等に努め、子どもの多様なニーズに応えられる魅力ある環境づくりを目指します。
- 子どもの読書活動を支えるためには、学校図書館にいつも人がいることが大切です。司書教諭・学校図書館専門員だけでなくボランティアも含め、密接な連携体制づくりと、情報交換・研修機会の充実等を図ります。

(3) 地域

地域で暮らす一人ひとりの市民は、家庭や学校等での子どもの読書活動を理解し、みんなで支えていく役割を担っています。

地域には、市民図書館をはじめ、公民館、地域子どもの家^{※19}、児童館などさまざまな施設があり、地域家庭文庫^{※20}や子育て支援活動など、子育てや子どもの読書に関わるさまざまな取組も行われています。

子どもが家庭や学校の外で本に親しむための機会を広げるため、子どもが日常的に利用する地域のさまざまな施設は、子どもの読書活動を支える場として、それぞれの特長を活かしていく必要があります。

※19 地域子どもの家：地域の子どもの身近な場所で自由にのびのび遊べるよう、遊具や図書コーナー等が設置された本市の施設のことで、市内に17か所あります。

※20 地域家庭文庫：個人やグループが自宅を開放したり、地域の施設の集会所等を利用して児童書を貸し出す活動のことで、子どもを対象に図書の閲覧や貸出を行うほか、おはなし会や読み聞かせを行う文庫もあります。

- 地域で活動している読み聞かせボランティアのほか、地域の子どもと関わりをもつ関係団体・施設等においても、子どもの読書活動に対する理解や関心を深め、さまざまな機会を捉えて、子どもが主体的に本に親しめるような環境づくりに取り組みます。
- 子どもを取り巻く地域社会全体が子どもの読書活動の意義や必要性を理解するよう、さまざまな人や団体に対する周知の機会の充実に努めます。
- 地域で活動する各団体・施設等が連携しあい、社会全体での取組が広がるように努め、子どもが成長する中で多面的に読書環境づくりを支援することができるような取組を目指します。

(4) 行政

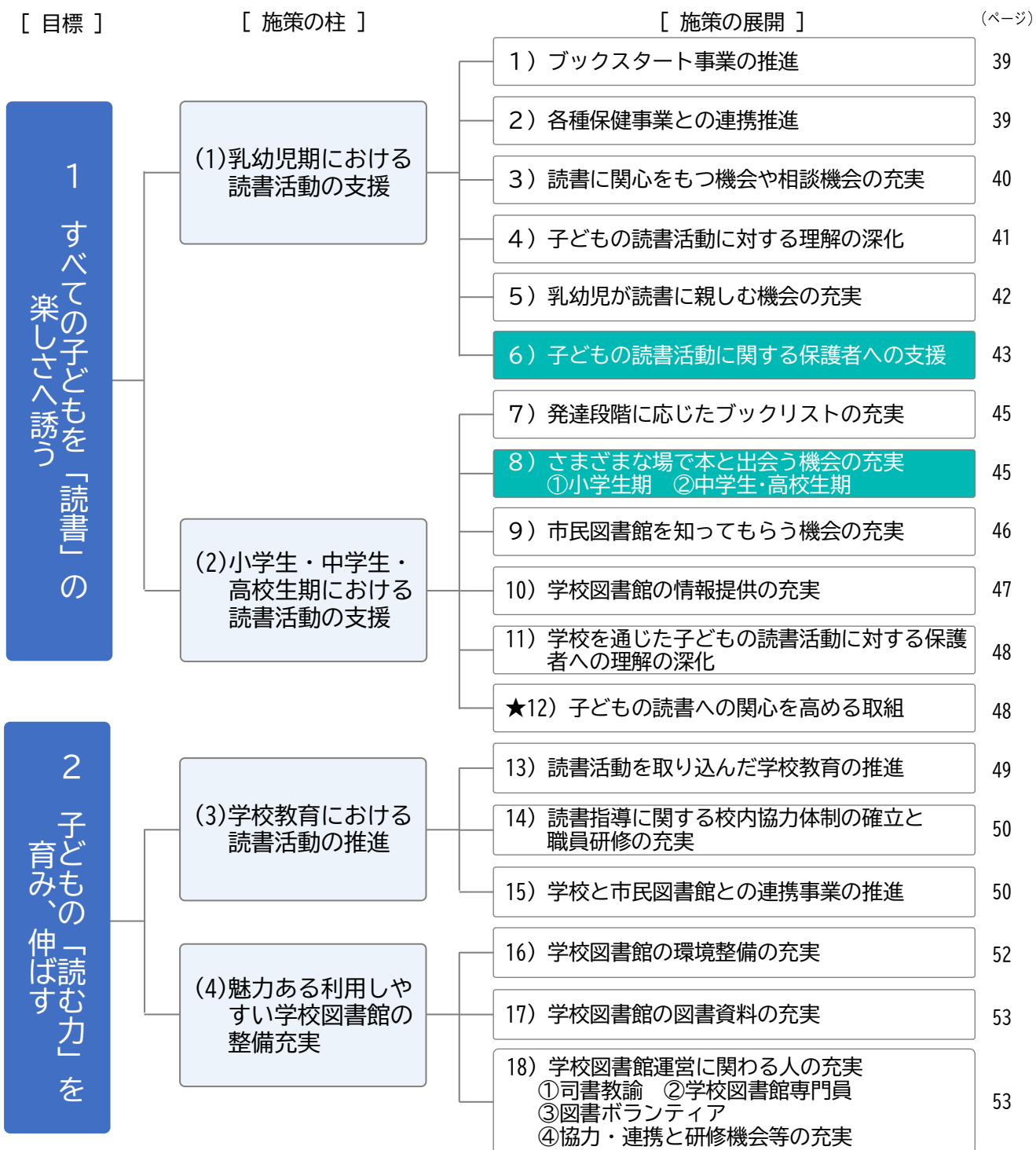
市は、子どもの読書活動に関する取組を総合的、体系的に推進する環境を整備するため、市民図書館等の関連施設の整備充実をはじめ、庁内関係各部署との施策連携の強化や関係機関・団体の取組に対する支援の充実等を図ります。また、子どもの読書を取り巻く社会状況の変化等に的確に対応した取組を行うことができるよう、情報収集や関係者間の協力連携の推進に努めます。

- 社会全体、市民一人ひとりが子どもの読書活動に関心をもち、理解を深めることができるように啓発に努め、あわせて市民や関係者の読書活動支援にも努めます。
- 市民図書館・市民図書室や学校図書館等に求められる機能が十分発揮できるよう、施設環境の整備充実や運営体制面の強化、各施設の連携等に努め、情報収集と情報発信に努めます。
- 子ども読書活動推進会議等を通じて、教育、子育て支援、青少年育成、母子保健など市の関係施策・事業との横断的な連携を図り、一体的、効果的な取組を進めるとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化等に柔軟に対応し、計画の適切な進行管理を図ります。
- 子どもの読書活動に関わる人の存在の重要性を認識し、各施設・団体等で子どもの読書に関わっているボランティアの活動や研修の機会を支援し、庁内関係各課・施設等はボランティアの受入体制を整備するように努めます。
- 子どもに関わる地域のさまざまな施設等で、子どもが本と出会う機会の拡充を図り、子どもや保護者等が気軽に読書相談できるように、環境づくりに努めます。

3 施策の体系

第1～3次計画の基本目標及び基本方針を踏まえるとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化や国、県の動向を踏まえ、本市における子ども読書活動推進に向けた取組を進めるため、関連施策・事業を次のとおり体系化します。

この体系のもとで、行政内部の関係部署の連携はもとより、地域全体が協働して、子どもの読書活動支援に取り組みます。



■ : 第3次計画の取組をより充実・発展させた施策 ★ : 新規追加部分

3 地域のちからをつなげる	(5) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進	19) 図書資料の充実	56	
		20) 快適な市民図書館の環境づくりの推進	56	
		21) 市民図書館の情報発信機能の充実	57	
		22) レファレンスサービスの充実	57	
		23) すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実 ①乳幼児期の子どもとその保護者へのサービス ②小学生期の子どもへのサービス ③中学生・高校生期の子どもへのサービス ④支援を要する子どもへのサービス	58	
		24) 保護者や保育・教育関係者への働きかけ	60	
		25) ボランティアの養成と相互連携機会の充実	61	
		26) 学校や子どもに関わる施設・団体等との連携事業の推進	61	
		27) 市民図書館内の体制の充実	62	
		28) さまざまな施設や場所における子どもの読書活動の推進 ①幼稚園、保育所等 ②児童クラブ ③地域子どもの家、児童館等 ④青少年会館 ⑤医療機関等	64	
4 「読書」をみんなで見守る	(6) 地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進	29) 図書資料の充実	64	
		30) 本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進	65	
		31) 関連施設・団体等との協力連携の推進	65	
		(7) 地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進	32) ボランティアの養成と活動への支援の充実	66
			33) 情報交換機会の充実	67
			34) 関連施設によるボランティアの受入体制の整備及び施設相互の連携支援	67
			(8) 読書に親しむための人づくり	35) 子どもの読書活動に対する意識の高揚
		36) 子どもの読書活動に関する情報提供の充実		69
		(9) 計画の効果的な推進体制づくり	37) 各世代に対する読書活動支援のための機会の充実	70
			38) 「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催	71